独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	アステラス製薬株式会社	コード	4503
提出日	2020/5/25	異動（予定）日	2020/6/18
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	関山　護	社外取締役	○													○		有
2	山上　圭子	社外取締役	○													○		有
3	河邊　博史	社外取締役	○													○		有
4	石塚　達郎	社外取締役	○													○		有
5	佐々木　宏夫	社外取締役	○													○		有
6	渋村　晴子	社外取締役	○													○		有
7	髙橋　雷太	社外取締役	○													○	新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		同氏は、総合商社の経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しており、その豊富な国際経験及び幅広い見識等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
2		同氏は、最高検察庁検事等の要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、法律に関する豊富な専門知識と経験を有しており、その豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
3		同氏は、医学者として、慶應義塾大学において要職を歴任するとともに、長年にわたり医療に携わっており、医療に関する豊富な専門知識と経験を有しており、その豊富な専門知識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
4		同氏は、総合電機メーカーの経営者として長年にわたり会社経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しており、その豊富な国際経験及び幅広い見識等を当社の経営に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
5		同氏は、経済学等の専門分野において、早稲田大学・同大学院等において要職を歴任し、同大学院会計研究科長在任中は、同会計研究科の経営にも携わっています。規範的経済学の研究等を通じて職業倫理や研究倫理に関する造詣が深く、これらの問題に関する実務的な対応についての経験を有しており、その豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
6		同氏は、弁護士として企業法務に携わり、司法研修所教官を務めるなど、豊富な専門知識と経験を有しており、その豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映していただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。
7		同氏は、長年にわたる公認会計士としての経験から、企業のコンサルティングや監査に精通するとともに、会計・税務等のコンサルティング会社の経営者として会社経営に携わっており、その豊富な専門知識及び経験等を当社経営の監督・監査に反映いただけるものと考えております。また、当社の定める社外取締役の独立性基準及び証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しています。

４．補足説明

※当社と独立役員との関係について、下記の当社の社外取締役の独立性基準に抵触しないものについては記載を省略しております。

記

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
①　当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者*1又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
②　当社グループを主要な取引先とする者*2又はその業務執行者
③　当社グループの主要な取引先*3又はその業務執行者
④　当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産*4を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤　当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥　当社グループから一定額を超える寄附又は助成*5を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦　当社グループが借入れを行っている主要な金融機関*6又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑧　当社グループの主要株主*7又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨　当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩　当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑪　過去３年間において上記②から⑩に該当していた者
⑫　上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者*8に限る）の近親者等*9

*1　業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。
*2　当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の２％を超える者
*3　当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の２％を超える者
*4　多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
*5　一定額を超える寄附又は助成とは、過去３事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
*6　主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の２％を超える金融機関をいう
*7　主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
*8　重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
*9　近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう
以上

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a．上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b．上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c．上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d．上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e．上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i．上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j．上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k．社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l．上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。